

資料 2

被災者支援事業等の要綱

- 大島町町民税減免取扱要綱
- 大島町固定資産税減免取扱要綱
- 大島町国民健康保険税減免取扱要綱
- 「台風 26 号土石流災害」による被災者生活再建支援事業費交付要綱
- 被災者支援対策事業費補助金交付要綱
- 遺児生活支援事業実施要綱
- 大島町住宅再建支援補助金交付要綱
- 台風 26 号土砂災害擁壁等崩壊防止事業実施要綱
- 大島町中小企業再建支援補助要綱

※いずれも平成 29 年 3 月現在のものを掲載

○大島町町民税減免取扱要綱

平成 25 年 12 月 13 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大島町町税条例（昭和30年条例第15号。以下「条例」という。）第52条の規定に基づき、町民税の減額又は免除（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の意義)

第2条 減免は、非課税並びに課税免除及び不均一課税の場合と異なり、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものの活用を図り、徴収猶予、納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると客観的に認められる担税力の薄弱である納税義務者又はその相続人として納税義務を負う者の税負担を、町長の行政処分によって軽減する措置であり、その取扱いについては、一律に減免することは適当でなく、納税義務者個々の実情等必要に応じ適宜減免するものとする。

(減免対象税額の範囲)

第3条 条例第52条第1項の各号に掲げるいずれかの減免事由に該当する者に対して課する当該減免事由に該当することとなった日（以下「減免事由該当日」という。）の属する年度の分の町民税の額については、減免事由該当日以後に納期限の到来する納期分の税額（特別徴収の方法により徴収する町民税にあっては、減免事由該当日の属する月の翌月分以後の月割額の合計額）に限り減免するものとし、既に納付済の町民税については、この限りでない。

(減免基準)

第4条 条例第52条第1項第1号及び第2号に規定する町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第1に定めるところによる。

2 条例第52条第1項第3号に規定する学生及び生徒とは、当該年度の賦課期日において、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に規定する勤労学生であるものとし、これらの者に係る町民税は、減免する。

3 条例第52条第1項第4号に規定する法人町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第2に定めるところによる。

4 条例第52条第1項第5号に規定する町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第3に定めるところによる。

5 条例第52条第1項第6号に規定する町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、その都度定めることとする。

(減免の取り消し)

第5条 町長は、町民税の減免を受けた者が虚偽の申請その他不正があった場合は、減免を

取り消すことができる。

2 減免の決定を受けている法人等が収益事業を行うときは、法人町民税の均等割の免除を取消すとともに、均等割額及び法人税割額を課税する。

(減免の手続様式)

第6条 条例第52条第2項に規定する申請書及び決定通知書等については、様式第1号及び第2号によるものとする。

(都民税の取り扱い)

第7条 個人の都民税についても、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第45条の規定により、町民税に準じて減免するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害による損害程度区分等を明示する必要がある場合には、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行し、平成25年10月16日から適用する。

別表 1

減免の対象	減免割合	添付書類
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったもの	税額の全部	生活保護受給証明書
生計を一にする納税義務者が死亡したことにより生活が著しく困窮していると認められるもので、納税義務者の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ減免事由該当日の属する年に当該死亡した納税義務者及びその家族が受けるべきすべての収入金額から葬儀費用、医療費用を控除した後の金額を、生活保護基準年額で除した値が、右欄の減免割合区分に該当した割合で死亡した納税義務者に係る税額を減免する。	100分の100以下… 全額 100分の100を超え 100分の105以下 …所得割額の90% 100分の105を超え 100分の110以下 …所得割額の70%	<ul style="list-style-type: none"> ・収入状況及び相続財産に関する明細書又は証明書 ・診断書又は病状を証するもの ・医療費領収書 ・取引のある預貯金通帳など ・住宅の賃貸借契約書及び賃貸料の払込が確認できるもの ・その他必要と認める書類
失職、退職、休職、廃業、疾病などにより収入が減少したため、生活が著しく困窮していると認められるもので、納税義務者及びその家族の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ減免事由該当日の属する年に、当該納税義務者及びその家族が受けるべきすべての収入額から医療費用を控除した後の金額を、生活保護基準年額で除した値が、右欄の減免割合区分に該当した割合で減免する。	100分の110を超え 100分の115以下 …所得割額の50%	

備考

1. 生活保護基準年額とは、生活保護法の規定による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に基づく生活扶助費第1類及び第2類の基準月額と住宅扶助特別基準月額、教育扶助基準月額の合計額に12（月）を乗じて得た額とし、生活保護基準額表は、減免申請のあった当該年度の基準額表（級地区分3級地-1）を用いるものとする。
2. 収入金額は、当該年度の1月1日以後の1年間の合計額及び見込額とし、死亡給付金（退職金）、生命保険金、雇用保険金、補償金、休職給付金、給料、恩給、各種年金、年金扶助料、その他の収入の合計額をいう。
3. 医療費用は、減免申請以前1年間において医療費用として支払った金額（支払いが証明できるものに限る。）で、保険金などにより補てんされる金額を除いたものとする。
4. 葬儀費用は、死亡した納税義務者の葬儀費用で、香典料を控除した金額とする。

別表 2

減免の対象	減免割合	添付書類
民法（明治29年法律第89号）第34条の公益法人	均等割額の全部 ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号	民法第34条の公益法人に該当することを証する書類
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人	の収益事業を営み収益があった場合は、減免しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人に該当することを証する書類 ・特定非営利活動促進法第28条の規定に基づいて作成された事業報告所等の写し

別表 3

1 災害等により次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、同表の右欄の区分により軽減し、又は免除する。

減免の対象	減免割合	添付書類
①死亡した場合	全部	罹災証明書及び災害により死亡したことを証するもの
②生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者	全部	生活保護等の受給証明書又は扶助を受けていることを証する書類(罹災証明書)
③障害者(法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。)となった場合	10 分の 9	罹災証明書及び災害により障害者となったことを証する診断書等

2 その者(納税義務者の法第 23 条第 1 項第 7 号若しくは第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は法第 23 条第 1 項第 8 号若しくは第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である者で、前年中の法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額又は第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 14 条の 2 の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	減免割合		添付書類
	損害程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	損害程度が 10 分の 5 以上	
500 万円以下	2 分の 1	全部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書 ・ 住宅又は家財の価額を証するもの ・ 保険金等の支払証明書 ・ 損害明細書
500 万円を超え 750 万円以下	4 分の 1	2 分の 1	
750 万円を超える	8 分の 1	4 分の 1	

3 冷害、凍霜害、干害等にあつては、1 及び 2 によらず、農作物の減収による損害額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の 10 分の 3 以上である者で、前年中の法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額又は第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 1,000 万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円を超える者を除く。)に対しては、農業所得に係る町民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額と按分して得た額について次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	添付書類
300 万円以下	全部	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・平年作収入額を証するもの ・損害明細書 ・農作物共済金額等の支払証明書
300 万円を超え 400 万円以下	10 分の 8	
400 万円を超え 550 万円以下	10 分の 6	
550 万円を超え 750 万円以下	10 分の 4	
750 万円を超える	10 分の 2	

様式第1号

平成 年度町都民税減免申請書

平成 年 月 日

東京都大島町長 殿

住所
申請者 氏名
印

大島町町税条例第52条の規定により、下記のとおり申請いたします。

納税義務者	住所：				
	氏名：				
	生年月日：				
町民税額	円	(均等割額)	円	(所得割額)	円
都民税額	円	(均等割額)	円	(所得割額)	円
合計年税額	円				
期別税額	第1期	円	第2期	円	
	第3期	円	第4期	円	
減免を受けようとする理由					

- 生活保護の受給に伴う申請の場合は、生活保護受給開始日における未到来納期の税額のみとする。

様式第 2 号

平成 年度町都民税減免決定通知書

平成 年 月 日

様

東京都大島町長 印

平成 年 月 日付、大島町町税条例第 52 条の規定により申請のあった減免申請については、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

納税義務者	住所：				
	氏名：				
	生年月日：				
町民税額	円	(均等割額)	円	(所得割額)	円
都民税額	円	(均等割額)	円	(所得割額)	円
合計年税額	円				
期別税額	第 1 期	円	第 2 期	円	
	第 3 期	円	第 4 期	円	
減免決定内容					

大島町町民税減免取扱要綱における別表3の2(物的被害)の適用要件について

平成25年10月16日付で上記要綱を制定しているところであるが、台風26号通過に伴う減免について、以下とおり適用する。

平成25年11月25日 決裁

- 2 その者(納税義務者の法第23条第1項第7号若しくは第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は法第23条第1項第8号若しくは第292条第1項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額又は第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第14条の2の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	減免割合		添付書類
	損害程度が10分の3以上10分の5未満	損害程度が10分の5以上	
500万円以下	2分の1	全部	・罹災証明書 ・住宅又は家財の価額を証するもの ・保険金等の支払証明書 ・損害明細書
500万円を超え750万円以下	4分の1	2分の1	
750万円を超える	8分の1	4分の1	

なお、損害の程度については、便宜的に以下のとおりとする。

《用語の定義》

- ・【住宅】：専ら居住の用に供するもの(複数棟の所有がある場合には、現状を確認しその者が居住している住宅のみ。)
- ・【家財】：その者が生活に通常必要なものに限る。(生活に必要な倉庫等もこれに含める)

《判定物件等の範囲及び判定による損害の程度》

●自己所有の場合

居住形態	所有物	損害程度区分の判定	
		損害程度が10分の3以上10分の5未満	損害程度が10分の5以上
専ら居住の用に供する住宅(倉庫等も含む)	住宅・家財	一部損壊	半壊・大規模半壊・全壊
非住の住宅(借家でない・別荘等)	住宅・(家財)	対象外	
非住の住宅(借家)	住宅・(家財)	対象外(ただし、事業用資産として除却損可能)	

●借家の場合

居住形態	所有物	損害程度区分の判定	
		損害程度が10分の3以上10分の5未満	損害程度が10分の5以上
借家	家財のみ	一部損壊でかつ床上浸水	半壊、大規模半壊、全壊でかつ床上浸水

ただし、罹災証明が不動産物件のみを判定しているため、床上浸水や家屋の損壊等により家財の被害があった場合のみ減免する。

○大島町固定資産税減免取扱要綱

平成25年12月13日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大島町町税条例（昭和30年条例第15号。以下「条例」という。）第74条の規定に基づき、固定資産税の減額又は免除（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象税額の範囲)

第2条 条例第74条第1項の各号に掲げるいずれかの減免事由に該当する者に対して課する当該減免事由に該当することとなった日（以下「減免事由該当日」という。）の属する年度の分の固定資産税の額については、減免事由該当日以後に納期限の到来する納期分の税額に限り減免するものとし、既に納付済の固定資産税については、この限りでない。なお、当該年度分の固定資産税については、随時及び過年度課税固定資産税を含むものとする。

(減免基準)

第3条 条例第74条第1項の各号規定する固定資産税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表1に定めるところによる。なお、共有物件において、一部の共有者にのみ減免事由が生じた場合は、その者の持分により算出する。

(減免の取り消し)

第4条 町長は、固定資産税の減免を受けた者が虚偽の申請その他不正があった場合は、減免を取り消すことができる。

(減免の手続様式)

第5条 条例第74条第2項に規定する申請書及び決定通知書等については、様式第1号及び第2号によるものとする。なお、固定資産税の減免を受けた者が、次年度以降においても当該減免を受けた事由が継続している場合は、同項の申請がない場合においても町長は、これを減免することができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行し、平成25年10月16日から適用する。

別表1

条例第74条第1項第1号による適用

減免の対象	減免割合	添付書類
生活保護法の規定による扶助を受けている者が所有する固定資産	税額の100%	
収入が生活保護法による保護基準以下の者が所有する固定資産		
特別の事情により著しく納税が困難となった者が所有する固定資産	その都度別途決裁のうえ決定する	

条例第74条第1項第2号

減免の対象	減免割合	添付書類
もっぱら地域団体の活動の用に供する固定資産(有料のものを除く)	税額の100%	
国又は地方公共団体等が買収した固定資産(契約上税負担が明確なものを除く)		
前各号のほか、特に必要があると認めた公益のために直接専用する固定資産	その都度別途決裁のうえ決定する	

条例第74条第1項第3号による適用の場合

○土地

被災状況	減免割合	添付書類
流失及び土砂の流入等により作付不能若しくは使用不能となり被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全額	
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上、10分の8未満であるとき	10分の8	
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上、10分の6未満であるとき	10分の6	
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上、10分の4未満であるとき	10分の4	

○家屋及び償却資産

被災状況	減免割合	添付書類
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全額	罹災証明書
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	罹災証明書
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上、10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6	罹災証明書
下壁、畳等に損傷を受け、住居又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上、10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4	罹災証明書

様式第1号

固定資産税減免申請書

平成 年 月 日

大島町長 殿

住所
申請人
氏名

印

下記の固定資産税の減免を申請します。

記

1. 減免を受けようとする理由

2. 減免を受けようとする土地

所在	地番	地目	地積	評価額
大島町				
大島町				
大島町				

3. 減免を受けようとする家屋

所在	家屋番号	構造	評価額
大島町			
大島町			

4. 減免を受けようとする償却資産

第二十六号様式別表二 種類別明細書（減少資産用）を添付。

5. 税額

年度	課税標準額	納める額	納めた額	差引減免を受けようとする額	摘要

※減免理由の根拠となる証明等を必ず添付してください。

○大島町国民健康保険税減免取扱要綱

平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 11 月 29 日

大島町国民健康保険税減免取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、大島町国民健康保険税条例（昭和30年条例第18号）第24条の規定に基づき、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減額または免除（以下減免という。）について、法令その他特別の定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（減免の基本要件）

第2条 保険税の減免は、納税義務者の負担能力が著しく低下し納付が困難となった場合において、その保険税について徴収猶予等の措置を講ずることによってもなおその納付が困難と認められるときに申請に基づいて行うものとする。

2 保険税の減免は、他の納税義務者との均衡を失することのないよう適正に行わなければならない。

（申請の却下）

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の申請は、却下することができる。

- （1） 前条に規定する減免の基本要件に該当しない者
- （2） 町長が指定する書類を提出せず、又は事情聴取等の調査に応じない者
- （3） 虚偽の申請をしたもの
- （4） 前年度分までの保険税を完納していない者
- （5） 所得の申告をしていない者

（減免の基準及び割合）

第4条 町長は、保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合において保険税を減免することができるものとし、その減免割合は別表に定めるところによる。

ただし、これにより難いときは、その均衡を失しない範囲で定めるものとし、本条第6号及び第7号に定めるものを除き、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することが困難であると認められる場合に減免するものとする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けることとなった時
- （2） 納税義務者が死亡し、又は地方税法（昭和25年法律第226号）第229条第1項第9号に規定する障害者となったため、収入が皆無又は著しく減少し、生活が困難であると認められるとき。
- （3） 納税義務者が失職、休職、廃業、休業その他これらに類する特別な理由により収

入が皆無又は著しく減少し、生活が困難であると認められるとき。

- (4) 納税義務者又は同居の扶養親族が疾病若しくは負傷により、収入が皆無又は著しく減少し、かつ医療費の増加により生活が困難であると認められるとき。
- (5) 納税義務者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その資産に重大な損害を受けたとき。
- (6) 納税義務者の世帯に国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する被保険者が属すると認められるとき。
- (7) 納税義務者の世帯に被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者で国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において高齢者の医療を確保する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者が属すると認められるとき（以下「旧被扶養者」という。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書きの規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く

- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（減免の申請）

第5条 保険税の減免を受けようとする納税義務者（以下「申請者」という。）は、国民健康保険税減免申請書（様式第1号）に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険税を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前のまでに町長に申請しなければならない。ただし、第4条第5号、第6号及び第7号に該当する場合の申請期限については、この限りでない。

2 前項に掲げる添付書類は次のとおりとし、別表に定めるところにより添付するものとする。

- (1) 生活保護受給証明書

- (2) 給与証明書
- (3) 収入・無収入証明書
- (4) 医師の診断書
- (5) 被保険者一部負担金支払い領収書の写し
- (6) 消防署、警察署等の発行する証明書
- (7) 収監証明書、拘置通知書、在所証明書等の健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する事実を証する書類
- (8) 被用者保険の保険者が発行する旧被扶養者に該当する旨の記載をした資格喪証明書、又は転入時においては前住所地の市町村が発行する旧被扶養者異動連絡票
(申請内容の確認)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請の内容が事実と相違ないことを確認及び調査するものとする。

(減免の認定)

第7条 町長は、第4条の規定による減免の認定を行う場合においては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第4条第1号の認定については、生活保護を証する書類等により生活困難の程度を明確にしたうえで認定する。
- (2) 第4条第2号、第3号及び第4号については、保険税の減免に係る申請の属する月の前3月における、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年更生省社発第123号厚生事務次官通知）第7の3に定める指針に基づき認定した収入額の平均額と生活保護法による保護基準（昭和36年厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準及び別表第3住宅扶助基準に定める額の合算額（以下「基準生活費」という。）との比較により算出した率（以下「収入率」という。）が100分の110未満であるものをもって認定する。
- (3) 第4条第5号の認定については、所轄消防署等の発行する証明書により実地調査し認定するものとする。
- (4) 第4条第6号の認定については、刑事施設等の発行する証明書により認定するものとする。
- (5) 第4条第7号の認定については、被用者保険の保険者が発行する旧被扶養者に該当する旨の記載をした資格喪証明書、又は転入時においては前住所地の市町村が発行する旧被扶養者異動連絡票により認定するものとする。

(決定・却下通知)

第8条 町長は、保険税の減免を決定したときは、国民健康保険税減免決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(減免の期間)

第9条 保険税の減免期間は次に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

- (1) 第4条第1号に該当する者 その申請の日の属する納期から当該保険税の最終納期まで
- (2) 第4条第2号から第4号までに該当する者 その申請の日の属する納期から3ヵ月以内を限度とし、とくに必要があると認める場合は再度の申請により当該年度の6ヵ月まで
- (3) 第4条第5号に該当する者 災害を受けた日以後の最初の納期から当該保険税の最終納期まで
- (4) 第4条第6号に該当する者 国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する期間の末日の属する月の前月まで
- (5) 第4条第7号に該当する者 その申請の属する納期から、旧被扶養者が国民健康保険の被保険の資格を取得した日の属する月以後当分の間
(減免の取消)

第10条 町長は、保険税の減免を受けた納税義務者が、次の各号の一に該当する場合においては、保険税の減免を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正な行為があったと認められるとき。
 - (2) 第4条に規定する減免基準に該当しなくなったと認められるとき。
- (取消通知)

第11条 町長は、前条の規定により保険税の減免を取り消した場合には、国民健康保険税減免取消通知書(様式第3号)により通知するとともに、減免により徴収を免れた保険税を徴収するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行し、平成25年10月16日から適用する。

別表（第4条関係）

1	該当条項	減免の割合		減免対象保険税	添付書類
	第4条第1号		100%	保険税の総額	生活保護受給証明書
2	該当条項	収入率	減免の割合	減免対象保険税	添付書類
	第4条第2号	基準生活費の 105/100 未満	100%	保険税の総額	給与証明書又は収 入・無収入申告書
		基準生活費の 105/100 以上 110/100 未満	70%		
3	該当条項	収入率	減免の割合	減免対象保険税	添付書類
	第4条第3号 及び第4号	基準生活費の 105/100 未満	100%	保険税のうち所 得割額	給与証明書又は収 入・無収入申告書 医師の診断書 経費の明細書
		基準生活費の 105/100 以上 110/100 未満	70%		
4	該当条項	災害の程度	減免の割合	減免対象保険税	添付書類
	第4条第5号	住居の全壊・全焼 又は流失	100%	保険税の総額	消防署、警察署等 の証明証
		住居の半壊・半焼	70%	保険税の総額	
		住居の床上浸水	50%	保険税のうち所 得割額	
家財の1/3以上 の損害					
6	該当条項	減免の割合		減免対象保険税	添付書類
	第4条第6号	100%		国民健康保険法 第59条第1号及 び第2号に該当 する期間の末日 の属する月の前 月までの保険税 の総額	収監証明書、拘置通 知書、在所証明書等 いずれかに該当する 事実を証する書類
	該当条項	減免の割合		減免対象保険税	添付書類
	第4条第7号	旧被扶養者に係る保険税のうち 所得割額及び資産割額について 所得、資産の状況にかかわらず		保険税のうち均 等割額	被用者保険の保険者 が発行する資格喪失 証明書等又は旧被扶

	<p>100%、被保険者均等割額については国民健康保険税条例第 21 条第 3 号に基づく減額賦課による軽減額と合わせて 50%減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が国民健康保険税条例第 21 条第 1 号及び第 2 号に規定する世帯である場合は適用しない。</p>	<p>養者異動連絡票</p>
--	---	----------------

様式第 1 号 (第 5 条関係)

国民健康保険税減免申請書

納税義務者	住所				
	氏名				
年度	年度	通知書番号			
年税額		円			
減免申請額					
期別	税額	納期限	期別	税額	納期限
第 1 期	円	年 月 日	第 6 期	円	年 月 日
第 2 期	円	年 月 日	第 7 期	円	年 月 日
第 3 期	円	年 月 日	第 8 期	円	年 月 日
第 4 期	円	年 月 日	第 9 期	円	年 月 日
第 5 期	円	年 月 日	第 10 期	円	年 月 日
過年第 期	円	年 月 日			
減免を受け ようとする 理由					
<p>大島町国民健康保険税条例第 24 条の規定により、上記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大島町長 殿</p>					

様式第 2 号 (第 8 条関係)

大発第 号
年 月 日

殿

大島町長

印

国民健康保険税減免決定・却下通知書

年 月 日付で申請のあった 年度国民健康保険税の減免については、下記
のとおり決定・却下したので通知します。

納税義務者	住所			
	氏名			
年度	通知書番号	年税額	減免金額	
年度		円	円	
納期別 減免額	第 1 期	円	第 6 期	円
	第 2 期	円	第 7 期	円
	第 3 期	円	第 8 期	円
	第 4 期	円	第 9 期	円
	第 5 期	円	第 10 期	円
	過年第 期	円		
決定・却下理由				

様式第 3 号 (第 11 条関係)

大発第 号
年 月 日

殿

大島町長

印

国民健康保険税減免取消通知書

年 月 日付で申請のあった 年度国民健康保険税の減免については、下記のとおり取消したので通知します。

納税義務者	住所			
	氏名			
年度	通知書番号	減免金額	減免取消金額	
年度		円	円	
減免取消理由				
この決定について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して 60 日以内に大島町長に対して書面をもって異議の申し立てをすることができます。				

平成 28 年度「台風 26 号土石流災害」による被災者生活再建支援事業費交付要綱

第 1 目 的

この要綱は、平成 25 年 10 月の台風 26 号土石流災害被災者が、失われた生活を再建する過程において、経済的、精神的負担となる医療費の一部負担金を補助し、復興へ向け被災者の負担軽減を図ることを目的とする。

第 2 補助対象者

平成 25 年 10 月の台風 26 号土石流災害により、生活再建を図る過程で医療費の一部負担金が経済的、精神的な負担となっている被災者とする。

- (1) 災害により、直接的被害により負傷した被災者
- (2) 町長が生活再建に支援が必要と認めた被災者

第 3 補助対象経費及び補助金の額

治療した医療機関に対し支払うべき医療費（各医療保険給付費を除く）の一部負担金及び町長が必要と認めた治療に要した経費

第 4 補助対象期間

原則として平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間とする。

第 5 補助金の申請及び交付

支援を受けようとする被災者は、町長に対し申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、補助対象期間に治療に要した費用及び一部負担金として支払った費用の領収書を添えて大島町に交付申請及び請求をする。

第 6 補助金の交付決定及び通知

町長は、補助金を交付することが必要かつ適切と認められたときは、申請者に補助金交付決定を通知する。

第 7 情報の公開

大島町情報公開条例に基づく情報の公開の請求があった場合は、その情報の公開に努めなければならない。

第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、大島町補助金等交付規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

平成 28 年度被災者支援対策事業費補助金交付要綱

第 1 目 的

この要綱は、平成 25 年 10 月の台風第 26 号土石流災害により、ご遺族等になった者に対し大島町に来島された際のお墓参り等や身元確認等のために要する経費、また、島外での治療が今年度も継続する者に対し島外医療機関への通院に要する経費、並びに住家被害を受け、流出等のため諸般の行政手続きや税の申告等に必要な書類を紛失してしまった者に対する必要書類の再発行に要する経費、について補助することにより、被災者支援を図ることを目的とする。

第 2 補助対象者

(1)ご遺族になった者について

- ① 死亡又は行方不明者となった方の配偶者、親及び子
- ② 上記①の対象者がいない場合は、兄弟・姉妹
- ③ 上記①及び②の対象者がいない場合は、伯父（叔父）、伯母（叔母）及び甥姪
- ④ 町長が特別に認めた場合は、上記①から③まで以外の者も補助対象者としてすることができる

(2)今年度も継続して島外医療機関にてリハビリ等の通院が必要な者について

- ① 台風第 26 号災害により島外医療機関にヘリ搬送後入院した者
- ② 上記①の者のうち、付添が必要と町長が認めた場合の付添者及び見舞に行った者

(3)住家被害を受け、必要書類等を紛失してしまった者について

- ① 台風第 26 号災害により住家被害を受け、必要書類等の流出・紛失・破損等の被害を受けた者。

第 3 補助対象経費及び補助金の額

(1)ご遺族になった者について

大島町に来島しお墓参り等及び島内での身元確認等のために要する次の経費とする。

① 交通費

ア 東京から大島までの交通費は高速船実費相当額を補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

イ 島内交通費が必要な場合は、1人当たり1回につき1,500円を補助する。ただし、宿泊3泊以上の場合は、1人当たり1回につき3,000円を補助する。

ウ 竹芝又は熱海港の最寄り駅までの往復の交通費（公共交通手段による。）については、実費相当分（新幹線及び特急の指定席料金）を補助する。

② 宿泊料

ア 島内有料宿泊施設に宿泊する場合は、1人当たり1泊につき7,000円を上限に補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、1人当たり1泊につき12,000円を上限

に補助することができる。

イ 大島町が宿泊施設を予約した場合は、町が宿泊料を支払う。

③ その他の経費

ア 町長が島内でのお墓参り等や身元確認等のために必要と特別に認めた場合は、その経費の実費相当分を補助することができる。

(2) 災害により精神的な疾患を患った者に対して

① 負傷者見舞金

ア 今回の災害救助活動に伴い、精神的な疾患を受け、医師の診断により通院や入院等に要する経費として、第3次災害義援金（負傷者見舞金）に準じた金額 800,000 円を補助する。

(3) 今年度も継続して島外医療機関にてリハビリ等の通院が必要な者について

島外医療機関にリハビリ等で通院するために要する次の経費とする。

① 交通費

ア 大島から東京までの交通費は、高速船実費相当分を補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

イ 都内交通費が必要な場合は、1人当たり1日につき1,000円を補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

② 宿泊料

ア 都内有料宿泊施設に宿泊する場合は、1人当たり1泊につき7,000円を上限に補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、12,000円を上限に補助することができる。

③ その他の経費

ア 町長が島外医療機関に通院するために必要と特別に認めた場合は、その経費の実費相当分を補助することができる。

④ その他の経費

ア 町長が島外医療機関に通院するために必要と特別に認めた場合は、その経費の実費相当分を補助することができる。

(4) 住家被害を受け、必要書類等を紛失してしまった者について

① 文書料等（手数料）

ア 行政手続きや税の申告等に必要書類の再発行に係る経費について、実費相当額を補助する。

第4 補助対象期間

(1) ご遺族になった者について

補助対象期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(2) 今年度も継続して島外医療機関にてリハビリ等の通院が必要な者について

補助対象期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(3)住家被害を受け、必要書類等を紛失してしまった者について

補助対象期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

第 5 補助対象回数及び人数

ご遺族になられた者については、補助対象回数及び人数を下記のとおり定めるものとする。

(1)補助対象回数

- ① 補助対象回数は 4 回までとする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。
- ② 1 回当りの島内宿泊数は、2 泊を上限とする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りでない。

(2)補助対象人数

- ① 1 回当りの補助対象人数は 3 人までとする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

第 6 補助金の交付申請及び実施報告書の提出

(1)補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請及び実施報告書（様式第 1 号）及び請求書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

(2)補助金の交付を受けようとする者又は世帯主等は、来島した日、または受診・退院日並びに再発行を受けた日より 3 カ月以内、またはこの補助金の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに交付申請兼実施報告書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。なお、提出期限を過ぎたときは、町長が特別に認めた場合を除き、補助対象外とする。

第 7 補助金の交付決定及び通知

町長は、補助金を交付することが必要かつ適切と認められたときは、申請者に補助金交付決定通知書（様式第 3 号）をもって通知する。

第 8 補助金の返還

町長は、申請者が不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を命じることができる。

第 9 情報の公開

大島町情報公開条例に基づく情報の公開の請求があった場合は、その情報の公開に努めなければならない。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、大島町補助金等交付規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

遺児生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風26号土石流災害（平成25年10月16日に発生した台風26号による土石流災害をいう。以下「災害」という。）により、両親又はその一方が死亡又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援を目的として土砂災害復興基金より支援金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 台風26号土石流災害により、生計を一にし、現に養育をしていた両親又はその一方が死亡し、又は行方不明になっている者

(支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次のとおりとする。

(1) 月額金 一月を単位として支給し、生活や修学に必要な経費を支援するもの

(2) 特別一時金 一時に支給し、入学や生活に必要な経費を支援するもの

(支援金額)

第4条 月額金の額は、次の各号ごとに定める額とする。

(1) 乳幼児	10,000 円
(2) 大島町立の各小学校に在籍する者	20,000 円
(3) 大島町立の各中学校に在籍する者	25,000 円
(4) 島内の高等学校に在籍する者	30,000 円
(5) 島外の高等学校に在籍する者	50,000 円
(6) 特別支援学校に在籍する者	50,000 円
(7) 高等専門学校に在籍する者	50,000 円
(8) 専修学校に在籍する者	50,000 円
(9) 大学・短期大学に在籍する者	50,000 円

2 特別一時金の額は、次の各号ごとに定める額とし、当該号ごとに同一人に対して1回とする。

(1) 小学校に入学する者	100,000 円
(2) 中学校に入学する者	150,000 円
(3) 高等学校に入学する者	200,000 円
(4) 特別支援学校に入学する者	300,000 円
(5) 高等専門学校に入学する者	300,000 円
(6) 専修学校に入学する者	500,000 円
(7) 大学・短期大学に入学する者	500,000 円
(8) 中学校、高等学校（島内）を卒業後に島外で生活する者	300,000 円
(9) 高等学校（島外）又は同項（4）～（7）を卒業し、新たな生活を始める者	300,000 円

(支援金の申請)

第5条 月額金の支援を受けようとする者は、新たに支援を受けようとする者にあつては、遺児生活支援事業支援金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、継続して支援を受けようとする者にあつては、支援を受けようとする年度の4月1日から4月末日までの間に当該年度における遺児生活支援事業支援金現況届(様式第2号。以下「現況届」という。)を、在籍を証明する書類を添付し、大島町に提出しなければならない。

2 特別一時金の支援を受けようとする者で、第4条第2項(1)～(7)に該当する者にあつては、入学する前年度の2月1日から3月末日までの間に、申請書及び当該学校に入学を証明する書類を添付し、大島町に提出しなければならない。

3 特別一時金の支援を受けようとする者で、第4条第2項(8)及び(9)に該当する者にあつては、卒業する年度の3月1日から3月末日までの間に、申請書及び卒業を証明する書類を添付し、大島町に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 大島町は、第5条第1項の規定による申請又は届出に基づき、月額金の支給を決定し、又は支給しないことを決定したときは、当該申請者又は当該届出者に対して、遺児生活支援事業支援支給(不支給)決定通知書(様式第3号。以下「通知書」という。)により通知するものとする。

2 大島町は、第5条第2項又は第3項の規定による申請に基づき、特別一時金の支給を決定し、又は支給しないことを決定したときは、当該申請者に対して通知書により通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 月額金は、各月の20日までに、第6条第1項の規定により支給の決定を受けた者に支給するものとする。

2 特別一時金は、第5条第2項又は第3項の規定による申請のあった日の属する年の4月末日までに、第6条第2項の規定により支給の決定を受けた者に支給するものとする。

3 前二項に関わらず、大島町は必要があると認めたときは、随時支給することができる。

(他事業との調整)

第8条 生活保護法(昭和25年法律第144号)による教育扶助及び生活扶助により実施する場合、児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合、東京都の里親制度を受けている場合等は、本事業との調整を行い必要な支給額を決定し支給するものとする。

(支援の停止及び決定の取消)

第9条 大島町は、第6条により支給の決定を受けた者が偽りその他不正の申請をしたとき又は養子縁組により養父母を得たとき、父又は母が婚姻によりひとり親家庭でなくなったとき、その他町長が適当でないと認めたときは、その支給を停止し、又はその決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 大島町は、虚偽の申請その他不正な行為により、第6条による支給の決定を受けた者に対してその全部又は一部を返還させることができる。

(必要事項の調査)

第11条 大島町は、支援金の支給に関して必要な事項を調査することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、大島町が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年度の特例)

2 大島町は、対象者の個別の状況に配慮し、申請及び支給の時期等について、必要に応じ協議決定するものとする。

大島町住宅再建支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風26号土砂災害によって住宅が甚大な被害を受けた被災者に対し、住宅再建費用を支援するため、「大島町住宅再建支援補助金交付要綱」を制定し、生活再建の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 台風26号土砂災害によって被災した住宅を補修または建設・購入する者であり、次のすべてに該当しなければならない。

- (1) 被災した住宅が居住する住宅であった場合（非住家は含まない）
- (2) 現に被災した住宅に住んでいた者
- (3) 罹災証明が半壊以上である
- (4) 持ち家・借家は問わない

2 前項の規定は、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(補助対象経費)

第3条 住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費。ただし、備品等は含まない。

(補助額)

第4条 限度額は次のとおりとする。また、いずれも国または東京都の生活再建支援制度との併用が可能である。ただし、重複は認めない。

(1) 補修の場合

実費額の10/10とする。ただし、上限額は100万円とする。

(2) 建設・購入の場合

実費額の10/10とする。ただし、上限額は300万円とする。

2 町長が特別な事由があると認めた案件については、内容ごとに補助率及び補助額の上限を決定するものとする。

(支援対象期間)

第5条 支援対象期間は、平成25年10月16日から平成29年11月15日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、大島町住宅再建支援補助金交付申請書（様式第1号）により申請する。

(交付決定)

第 7 条 町長は、申請があった時はその内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定し、大島町住宅再建支援補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知する。

(補助金の請求・支払)

第 8 条 交付決定を受けた者は、大島町住宅再建支援補助金請求書(様式第 3 号)を提出すること。支払いについては、請求後速やかに指定口座へ支払うこととする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業完了後、大島町住宅再建支援補助金実績報告書(様式第 4 号)を提出すること。なお、既に事業が完了した状態で交付申請し、且つ交付決定を受けた者は、大島町住宅再建支援実績報告書兼請求書(様式第 5 号)を提出することで、請求書及び実績報告書を兼ねることができる。

(決定の取り消し)

第 10 条 補助対象者が偽りその他不正の手段により決定を受けたとき、または決定を受けた事業を実施しない場合、町長は、決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付の決定を取り消しされた補助対象者は、すでに補助金が交付されている場合、町長が定めた期日までにその額を返還しなければならない。

(事業の担当)

第 12 条 この事業の担当は、土砂災害復興推進室とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めがなく疑義が生じたとき、また、この要綱の施行に当たって必要な事項が生じたときは、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業実施要綱

平成26年6月27日

町長決裁

(目的)

第1条 この事業は、平成25年台風26号土砂災害（以下、「土砂災害」という。）により崩壊した擁壁等の復旧工事を実施することにより、今後の降雨等による二次災害の防止を図り、住民生活の安全・安心の確保に努めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、大島町（以下、「町」という。）とする。
2 町は、本要綱制定前に個人で実施したものについて、調査のうえ適当と認めた場合、町の認めた経費から個人負担額相当を控除した90%を補助する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、内閣府指定の罹災証明書発行対象外である擁壁等が崩壊した世帯とする。

(対象事業)

第4条 この事業の対象は、土砂災害により崩壊した擁壁等について、このまま放置しておく本人及び隣接の家屋等倒壊や公共施設などに被害を招く危険性があるものとする。
2 本要綱制定前に個人で実施したものについては、契約書、領収書等、経費内訳を証する書類を提出するものとする。

(対象期間)

第5条 この事業の対象期間は、土砂災害発生後からの1年間、平成26年10月15日までとする。

(個人負担額)

第6条 この事業は、個人資産形成に資することから原則として工事請負費の10%、上限額100万円を個人負担額とする。
なお、実施設計費については、全額町負担とする。
2 町長は、申請者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144

号)の適用を受け、またはこれに準ずる状態をいう。)など、特別な事情がある場合、個人負担額を減免することができる。

(事業の申請)

第7条 この事業を希望する者は、「台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業申請書」(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(決定の通知等)

第8条 町長は、当該申請者の土砂災害により崩壊した擁壁等について、実地に調査し、本事業の対象となるかどうかを決定するものとする。

2 町長は、本事業を実施することに決定したときは、「台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業決定通知書」(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、申請を却下することに決定したときは、「台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業却下決定通知書」(様式第3号)を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第2項の決定に不服があるとき決定日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

(決定の取消し)

第10条 申請者が偽りその他不正の手段により決定を受けたとき、町は、決定の全部または一部を取消することができる。

2 決定の取消しを受けた申請者は、町の負担した経費を賠償しなければならない。

(事業の担当)

第11条 この事業の担当は、地域整備課建設係とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めがなく疑義が生じたとき、また、この要綱の施行に当たって必要な事項が生じたときは、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業申請書

平成26年 月 日

大島町長

殿

住 所
申請者
氏 名

印

台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 申請事由
- 2 現況等
- 3 添付書類
- 4 その他

様式第2号（第8条関係）

台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業決定通知書

平成26年 月 日

殿

大島町長

平成26年 月 日付けをもって申請のあった台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業について、本事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり決定します。

記

1 概算事業費

2 工期予定

3 個人負担予定額

4 その他

個人負担額については、工事請負契約締結後、改めて通知します。また負担する時期については、工事完了後、町の指示に従って下さい。

様式第3号（第8条関係）

台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業却下決定通知書

平成26年 月 日

殿

大島町長

平成26年 月 日付けをもって申請のあった台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業について、本事業実施要綱第8条第3項の規定により、次のとおり却下決定します。

記

- 1 却下決定事由

- 2 その他

大島町中小企業再建支援補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風26号土砂災害によって被害を受け、早期の事業再建を支援するため、「中小企業再建支援補助要綱」を制定し、中小企業者の負担を軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 台風26号土砂災害によって被害を受け、事業再開に必要な施設（用地復旧費も含む）・設備等の整備（購入、修繕等）を行う島内の中小企業者。

(補助対象経費)

第3条 事業再建のために必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費。

(補助額(率))

第4条 限度額、補助率は次のとおりとする。

(1) 店舗等新築・購入の場合

100万円を超える額の1/2とし、上限額は300万円とする。

(2) 店舗等修繕の場合

10万円を超える額の1/2とし、上限額は100万円とする。

(支援対象期間)

第5条 支援対象期間は、平成25年10月16日から平成29年3月31日までとする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(申請書類および添付書類)

第6条 下記の書類を観光産業課へ提出すること。

(1) 大島町中小企業再建支援補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 購入や修繕等の費用が確認できる書類（見積書・契約書・請求書）

(3) 罹災証明書

(4) 町長は、特別の理由があると認めた場合は、一部の書類を省略することができる。

(交付決定)

第7条 申請書を受理後、審査会（副町長、政策推進課長、土砂災害復興推進

室長、観光産業課長)において審査し、交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の請求・支払)

第8条 交付決定を受けた者は、大島町中小企業再建支援補助金請求書(様式第3号)を提出すること。支払いについては、請求後速やかに指定口座へ支払うこととする。

(実績報告)

第9条 補助事業完了後、大島町中小企業再建支援補助金実績報告書(様式第4号)を提出すること。なお、既に事業が完了した状態で交付申請し、且つ交付決定を受けた者は、大島町中小企業再建支援実績報告書兼請求書(様式第5号)を提出することで、請求書及び実績報告書を兼ねることができる。

(決定の取り消し)

第10条 補助対象者が偽りその他不正の手段により決定を受けたとき、または決定を受けた事業を実施しない場合、町長は、決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付の決定を取り消しされた補助対象者は、すでに補助金が交付されている場合、町長が定めた期日までにその額を返還しなければならない。

(情報公開)

第12条 大島町情報公開条例に基づく情報の公開があった場合は、情報の公開につとめなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めがなく疑義が生じたとき、また、この要綱の施行に当たって必要な事項が生じたときは、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所在地 東京都大島町
申請者 名 称
代表者氏名 (印)

大島町中小企業再建支援補助金交付申請書

大島町中小企業再建支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり交付を申請します。

記

施行場所	大島町		
被災宅地の所有者	氏名		連絡先
	住所		
被災宅地の状況			
整備内容			
整備期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
整備費用総額	金		円
交付申請額 補助率 1/2 千円未満切捨て	金		円

○関係添付書類

様式第 2 号

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

大島町長 三 辻 利 弘

大島町中小企業再建支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請のありました大島町中小企業再建
支援補助金申請を次のとおり交付することに決定したので通知します。

1. 交付決定額 金 _____ 円
2. 交付の方法 指定口座振込
3. 請求の手続き 請求書を観光産業課（2-1446）へ提出ください
4. 申請の撤回 この補助金の決定内容等に異議があるときは、この通知書受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる

様式第3号

文 書 番 号
平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地 東京都大島町
申請者 名 称
代表者氏名 (印)

大島町中小企業再建支援補助金請求書

平成 年 月 日付 大観収第 号～2により交付決定通知の
あった標記補助事業について、下記のとおり請求いたします。

記

1. 補助金請求額 金 _____ 円

2. 銀行名 _____

口座番号 _____

口座氏名 _____

様式第4号

文 書 番 号
平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地 東京都大島町
申請者名 称
代表者氏名 ㊟

大島町中小企業再建支援補助金実績報告書

平成 年 月 日付 大観収第 号～2により交付決定通知のあった標記補助事業が完了したので、下記のとおり、その実績を報告いたします。

記

1. 補助金既受領額 金 _____ 円
2. 内容
 - ・住所
 - ・ 購入等 修繕等
 - ・ 事業完了日 平成年 月 日
3. 実績を証する添付書類
 - ・ 支払いを証する書面等（領収書の写し等）
 - ・ 整備した施設・設備等が確認できる写真

様式第 5 号

文 書 番 号
平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地 東京都大島町
申請者 名 称
代表者氏名 ⑩

大島町中小企業再建支援補助金実績報告書兼請求書

平成 年 月 日付 大観 第 号～2により交付決定通知のあった標記補助事業が完了したので、下記のとおり、その実績を報告するとともに請求いたします。

1. 補助金請求額 金 _____ 円
2. 実績を証する添付書類
 - ・ 支払いを証する書面等（領収書の写し等）
 - ・ 整備した施設・設備等が確認できる写真
3. 銀行名 _____
口座番号 _____
口座氏名 _____

平成25年伊豆大島土砂災害記録誌

平成29年3月 大島町防災対策室

〒100-0101 東京都大島町元町1丁目1番14号

Tel : 04992-2-0035 Fax : 04992-2-1371



大島町の花・木 つばき